

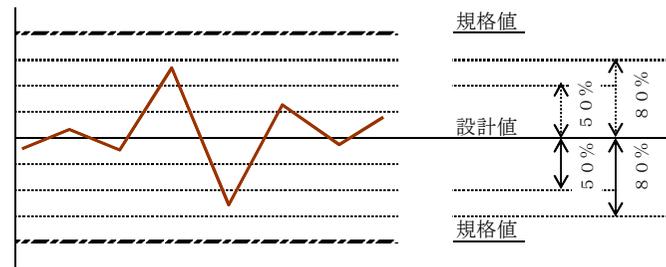
請負工事に係る標準型考査項目別採点基準表 (建築関係・土木関係)

【記入方法及び留意事項】

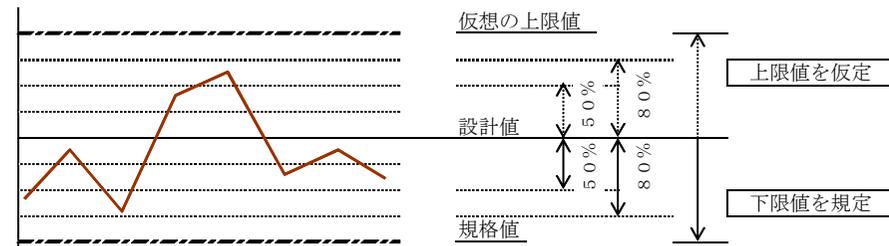
1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

[管理図の場合]

(上・下限値がある場合)



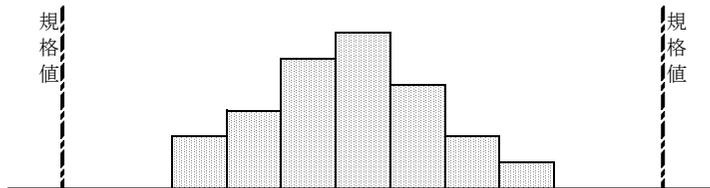
(下限値のみの場合)



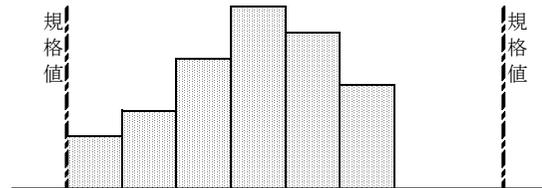
※上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

[度数表または、ヒストグラムの場合]

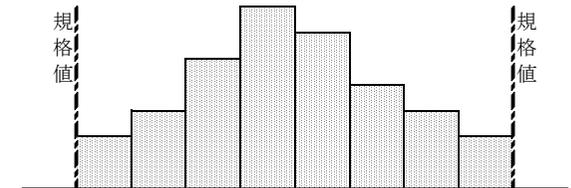
ばらつきが少ない



ばらついている



ばらつきが大きい



2. 多工種複合工事の取扱い

- (1) 主たる工種で評価する。なお、多工種で評価対象が重要な場合はこの限りでない。
- (2) コンクリート橋はプレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 評価は、「合併工事」欄を活用する。

3. コンクリート構造物のクラックについて

- (1) クラックが発生した場合は「進行性又は有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置をしている」等がみられたら、C評価とする。
- (2) 「進行性または有害なクラックがある」場合、無処理の場合は、d又はe評価とする。

4. その他

- (1) 「施工プロセス」チェックリストを活用して、評価を行う。
- (2) 「4. 高度技術」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負業者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評価を行う。